

実践哲学ノート (25)

谷口 孝男

Notizen über die praktische Philosophie (25)

Takao TANIGUCHI*

Abstract

Die vorliegende Arbeit forscht nach dem Sinn des Menschen als menschliches Naturwesens. Der Kern des Sinnes des Menschen ist aber nichts anderes als Menschlichkeit (Humanität) . Also behandle ich die praktische Philosophie überhaupt, namentlich die menschliche praktische Philosophie Yoshiaki Utsunomiyas. Dabei zugleich möchte ich sein Denken selbst und auch seine Denkweise lernen.

Danach möchte ich den Sinn des menschlichen Naturwesens auf Grund der Menschlichkeit (Humanität) aufklären und ferner den Menschen an sich selbst als systematische Totalität der drei Lebenstätigkeiten, die aus Konsumieren, Produzieren und Verkehren bestehen, zeigen.

Der Sinn des Menschen enthält die Menschlichkeit (Humanität) als sein übergreifendes Moment in sich. Daher müßten wir vor allem die Menschlichkeit (Humanität) untersuchen.

【補論 1】[カントの主要著作との対話]

(β) 『実践理性批判 (Kritik der praktischen Vernunft) 』 []

[第八節 定理 四 (§ 8 . Lehrsatz .)]

(46)

《カントの倫理学》 []

A . 『倫理学入門』——宇都宮氏に依る「解説」(続) ——

[. 善い意志]

ところで義務に基づいて行為するためには、人間は、人々が「善い意志」とよぶものをそなえていなければならない。カントによると、人間にとってそれを所有することが望ましく、善いと

されるものは、さまざまある。たとえば、知力や機知といった才能、勇気や根気強さといった気質、権力や富や名誉〔地位・名誉・金〕、さらには健康や幸福なども、望ましく善いものに数えられるであろう。しかし人間がそなえることができるもののうちで、無条件に善い〔それ自体で絶対的に善い〕と言えるのは、「善い意志〔guter Wille〕」だけである〔それを「人間らしい善いプシュケー」「すぐれたプシュケー」とも呼び得るであろう〕。

これに対して、先にあげたさまざまなもの〔カントは「自然の恵み」と「好運の恵み」と呼ぶ〕は、もしそれを所有している人が同時に善い意志の持ち主でないならば、その人間にとって逆にきわめて悪く有害になることもある。たとえば、善い意志をもたない人間が富や権力を所有するならば、富や権力は、その人間をいっそう奔放にさせ、高慢にさせることになる。また古代のストア派の人々は、「欲情や熱情の抑制、自己支配、沈着な配慮」などを徳〔善い性格〕として勧めたが、しかしこれとても無条件に善いとは言えないのであって、たとえば沈着な悪漢は、沈着でない悪漢よりもはるかに恐るべきものなのである。

こうして無条件に善いとされるのは善い意志だけであるが〔このように、「無条件に善いもの（定言命法）」が、人間に備わり得ることは、人間の生きることの確乎たる拠り所であるに違いない〕、さらにカントによると、この善い意志は、「それが引き起こしたり、達成したりする事柄によって善いのもなければ、それがなにかあらかじめ設定された目的の達成に役立つことによって善いのもない」。そうではなくて、「善い意志はただ意志することによって善い、つまりそれ自体において善い」のである。カントはそこで、たとえ「この善い意志が自らの意図を貫徹する能力をまったく欠く」場合でも、「この善い意志はあたかも宝石のように」「それだけで光り輝く」と語るが、しかしカントはこう語ることで、意志さえ善ければ行為の結果はどうであってもよいとか、ましてやそれが悪くても構わないと主張しているのではない。善い意志は「たんなる願望」ではなく、「われわれがないうる限りでのすべての手だてを尽くす」ことによって、最善の結果をもたらそうと努力する。だがその努力が、それに必要な能力の欠如や外的な事情などによって阻止されることがあっても、その意志の善さは失われることはない、というのがカントの主旨なのである。

カントによると、この善い意志を支配しているのは、人間の理性である。そこでカントは、「自然がなぜわれわれの意志に理性を支配者としてそえたのか」を問題にする。カントの考えでは、生物にそなわるさまざまな道具的器官は、いずれもその目的を達成するのにもっともふさわしいように調整されている。ところでもし人間が、動物のようにただ生きることを目的としている存在であるならば、人間には動物と同じように、ただ本能だけが与えられていればよかったはずである〔「ただ生きる」ための能力としての「本能（Instinct）」〕。だが人間には、本能のほかに理性〔本能＋理性〕が、「実践的能力〔生きるための能力、アリストテレスの靈魂＝プシュケーのこと（『デ・アニマ』）〕として、つまり「意志に影響を与える能力」として、与えられている〔と、カントは信仰する〕。とすれば〔「ただ生きる」ためだけならば、「本能」で十分なのであるのに、「理性（Vernunft）」までもが与えられているのだとすれば、という意味。この「とすれば」の含意を完全に理解するには、カントの次の発言をじっくりと考え込む必要がある。〕「自然の体系における人間〔現象人、理性的動物homo phaenomenon, animal rationale〕は、大して意味のない存在者であって、土から生まれたものとしての他の動物と共通の価値〔卑俗なる価値pretium vulgare〕をもっている。人間は他の動物よりも、悟性をもっている点ですぐれており、自分自身で目的を立てることができるというこのことですらも、人間にその有用性〔有用価値pretium usus〕という外的な価値を与えるだけである。いいかえると、或る人間が他の人間にまさっているとい

う価値、さらにいいかえれば、物件としてのこれらの【理性的】動物と交換もできる商品としての価格を与えるにすぎない。しかもその場合人間は、普遍的な交換手段であり、それゆえにその価値がとくにすぐれたもの[卓越した価値pretium eminens]といわれる金銭よりも、さらに劣った価値をもっているのである。／しかし、人格としてみた人間、すなわち道徳的＝実践理性の主体たる人間は、一切の価格をこえて尊いものである。なぜなら、このようなもの[本体人homo noumenon]としての人間は、単に他の人々の目的のための手段、いやそればかりが彼自身の目的のための手段とすら評価されてはならないのであって、目的そのものとして尊重されねばならないからである。くわしくいえば、人間には尊厳[絶対的内的価値]がそなわっているのであって、人間はそれによってこの世界の他の一切の理性的存在者から自分に対して尊敬を払わせ、この種類の他のすべての存在者と自分とをひき比べて、平等の立場で自己を評価することができるのである」(『道徳の形而上学』、中公『世界の名著・39・カント』、594～595頁)、「理性の真の使命」[であって、悟性の、ではない]は、「なにかほかの意図[目的]において手段として善い意志」[自己幸福・自己愛のためにただ生きるための仮言命法]ではなく、「それ自体において善い意志」[道徳のために善く生きるための定言命法]を生むことにある、と見なければならぬ。言い換えれば、「理性は自らの最高の実践的使命を、善い意志の確立のうちに認めており、理性はこの意図を達成してはじめて自らに固有な満足を味わう」のである。

カントは、『純粹理性批判』で、人間の理論的能力[「知る(Wissen)能力」]としての理性(理論理性)を批判し、それが神の理性のようにすべてを洞見できるものではなく、限界のある有限なものであることを明らかにした。人間は、自らの理論的能力が有限であることを自覚しない限り、理論的知識[理論的に知ること]にかんして数々の迷誤[弁証論]に陥るのである。だが上に見たように、カントの倫理学では、理性はもっぱら意志を支配する実践的能力[「信じる(Glauben)」能力、従って「理性信仰(Vernunftglaube)」]として、すなわち実践理性として、扱われる。自然が人間に理性を与えたのは、人間がたんに[自己幸福や自己愛のために]生きるためや、[たんに]生きるのに必要なさまざまな手だて[自己幸福のための手段]のためにではなく[つまり実用的な仮言命法のためにではなく、すでに見たように、また後に見るように、カントの考えでは、「熟練」と「伶俐」からなる仮言命法では、人間はただの「理性的動物」でしかなく、他の動物と交換可能なものになる、そこには人間の独自性(人格の尊厳)は存在しない]、人間にそれ自体で[絶対的に]善い意志[つまり道徳的な定言命法、すなわち人格の尊厳]をそなえさせるためにである。後にカントは、この実践理性の働きと、善い意志の働きとを同一視するようになるが、ともあれ、カントは、功利主義のように、理性を快や幸福を達成するための道具と見なすこと[定言命法抜き、ただの仮言命法]はしなかった。人間が人間らしい善い人間であるためには、まずその心的態度において善でなければならず、それには善い意志が必要で、理性の本来の機能は、そうした善い意志を人間にそなえさせることにある。カントが人間を「理性的存在者」と規定するのも、こうした実践的な[生きる]観点からなのである。

[．定言命法と仮言命法]

善い意志とは、義務に基づいて行為することを意志する意志であるが、その際にわれわれが義務として従うべき法則(掟)が、カントの言う「道徳法則」である。道徳法則は、義務の規則と言ってもよいが、しかし世間で一般に義務の規則とされているもの[役割倫理、例えば家憲・校則・社則・憲法など]が、そのまま道徳法則であるのではない。カントは、ちょうど「自然法則」が、自然のすべての事物[homo phaenomenonも含む]が例外なく従っている法則であるように、

「道徳法則」もまた、人間が理性的存在者 [homo noumenon] である限り、そのすべてが例外なしに従うべき法則であると考ええる。したがって、たとえばある国や地方で慣習によって [慣習については、193頁以下参照] 義務とされているものと、道徳法則に基づいて道徳的義務とされるものとは、区別されなければならない。また、世間で通用している義務の規則は、経験を通じて知ることができるが、道徳法則は実践理性の働きによって初めて知られるのであり、しかも実は実践理性が経験の助けを借りずに自ら設定する、すなわち自ら立法する法則なのである。

カントは、このことを示すために、まず「命法 [~すべしと自分で自分に命令すること]」とよばれるものを取り上げる。そうして [われわれが] われわれ [自身] になすべき [Sollen] ことを命じるのが「命法」であるが、この命法には、ある行為を、「われわれが意欲するなにか別のものに到達する手段」として [幸福になるための手段として手段的に] 命じる命法と、ある行為を、「別の目的に対する関係をもたずに」「それ自体として」「幸福に値するようになるために」という目的のためだけに自己目的的に] 命じる命法とがある。カントは、前者を「仮言命法」、後者を「定言命法」とよぶ。行為にかんして言えば、仮言命法 [幸福のための命法] に従う行為は、ある目的 [幸福] を達成するための手段として善い行為であり、定言命法 [幸福に値するための命法] に従う行為は、それ自体において善い行為である。[カントは、「幸福である」と「幸福に値する」を峻別する。カントの実践哲学（道徳論と宗教論との緊密な結合体）全体は、「幸福に値する (Würdigkeit glücklich zu sein [『基礎づけ』 § 15, 『純粋理性批判』 B834], um nur der Glückseligkeit würdig zu werden [『純粋理性批判』, ibid.])」を回転軸としている、と言ってよからう。それは、幸福の条件・根拠・前提・資格とは何か、簡単に言えば、「真の、ほんとうの幸福」とは何か、についての問いを、惹き起こさせるであろう。もう一度、『純粋理性批判』を読むと、カントは、「幸福に与ろうと欲する」(為すべきことを勧告する《実用的法則》)と「幸福に値するようになる」と欲する」(為すべきことを命令する《道徳法則》)について、おおよそ次のように、述べている。(a)「幸福とはわれわれのあらゆる傾向性の満足である。」(B834),(b)「幸福という動因に基づく実践的法則を私は実用的(怜悯の規則)とよぶ。」(ibid.),(c)「実践的法則が幸福であるに値すること以外のなにものをも動因としない限り、そのような実践的法則を、道徳的(道徳法則)とよぶ。」(ibid.),(d)「怜悯の規則は、われわれが幸福に与ろうと欲するならばいかに為すべきかを勧告し、道徳法則は、ただ幸福に値するようになるためにはいかにふるまうべきかを命令する。」(ibid.)なお、「幸福に値する」の枢軸的条件は、つまり、道徳の中心は、人間の目的自体としての尊厳の承認と、それに基づく人間愛、一口に言えば、人格主義である、とすることができるのではなからうか。先に、善い意志はそれ自体において善いとされたが、定言命法はこの善い意志に対応している命法であり、それに従う行為もまたそれ自体において [自己目的的に] 善い行為である。そしてカントの考えでは、道徳的に価値がある [道徳的に善い] 行為は、このそれ自体において [自己目的的に] 善い行為だけであって、仮言命法に従う行為は、たとえ目的を達成するための手段として有効な、そしてその意味で [手段的に] 善い行為であっても、道徳的に価値ある [道徳的に善い] 行為とは言えないのである。

[．幸福主義の否定]

ところでカントは、この仮言命法の一つとして、「怜悯の命法」をあげる [もう一つの仮言命法は「熟練の命法」と呼ばれる]。怜悯の命法とは、「ある行為が幸福促進のための手段として実践的に必然的であることを示す」命法であって、つまり幸福という目的を達成するのに手段として有効な [役立つ] 行為を命じる「実用的な」命法である [『純粋理性批判』の「規準論」におい

て、繰り返せば、カントは、「幸福という動因に基づく実践的法則を私は実用的（怜悯の規則）とよぶ」（B834）と述べ、それに対して、「実践的法則が幸福であるに値すること以外のなにものをも動因としない限り、そのような実践的法則を、道徳的（道徳法則）とよぶ」（ibid.）として、「実用的法則」と「道徳法則」とを鋭く対置している。なお、「実用的（*pragmatisch*）」という言葉については、『基礎づけ』§59を見られたいが、この段落に付された、カントの注に依れば、「実用的」という言葉は、幸福に対する配慮という意味で用いるのが、一番正確であると思う、とされている。いわゆる幸福主義の倫理は、[a] まず「道徳性よりも先に」幸福という目標を掲げ、[b] それ「幸福」を目指す行為に道徳的価値「道徳的善さ＝人間的善さ＝人間らしさ」を認めるが、しかしカントの考えでは、これは怜悯の命法に属することであり、その行為はそれ自体において「自己目的的に」善い行為とは言えず、道徳的に価値のある行為とは言えない。つまりカントは、幸福主義の倫理を否定するのである。

カントも、人間がすべて幸福を求めるものであることを認めている。だがカントによると、幸福という概念は「きわめて曖昧な概念」である。と言うのも、われわれが幸福ということで求めているのは、一つの全体的状態としての幸せであるが、しかし「幸福の概念に属するすべての要素はことごとく経験的〔普遍的でも、必然的でも、客観的でもない〕」であり、断片的〔統一的全体を成さない、それ故に、「きわめて曖昧な概念」なのであるが、かくなる曖昧模糊たる幸福を、人間のアルケーとすることは、人間の確乎たる尊厳を危うくするもの、と言うべきであろう〕だからである。人によってなにを幸福と見なすが異なるのも、そのためである。そこで人間は、「自分を真に幸福にするものがなんであるかを、なんらかの原則にしたがってまったく確実に規定することはできない」のであって、幸福にかんしては、せいぜいのところ、「養生、儉約、礼儀、抑制」に努めよという「経験的な忠告〔仮言命法〕」をするしかない。経験は、「これらが平均して幸せをもっともよく促進する」ことを教えているからである。繰り返すと、「どのような行為が理性的存在者の幸福を促進するかを確実に〔確然的・必然的〕に普遍的に規定するという課題〔問題〕は、解決不可能」である。先に「怜悯の命法」という言葉が用いられたが、命法が人間の誰もがそれに従うべきであるという普遍性や必然性をそなえていなければならないとしたら、幸福を求める怜悯にかんして「命法」という言葉を使うのは不正確であって、それ〔「怜悯の命法」と言う際の「命法」〕はたんに〔「怜悯の」勧告」とか〔「怜悯の」忠告」とよぶのが適当なのである。

誤解が生じないように付け加えると、カントは、幸福を否定して、幸福を求めるべきではないと主張しているわけではない。人間は本性的に〔*homo phaenomenon*としても、また*homo noumenon*としても、と言う意味か〕幸福〔欲望的幸福、道徳的幸福、魂の自己充足の幸福、宗教的幸福（浄福）〕を求める。カントが言いたいのは、定言命法もしくは道徳法則に先立って、つまりそれらをあらかじめ考慮しないで、優先的に幸福を追求してはならない、ということであり、ましてや幸福を追求することそのことが、幸福主義者の言うように、道徳的に正しい行為であると考えてはならない、ということである。倫理にとってなによりも重要なことは、善い意志〔これは理性によって産み出される、先にも見た通り、カントに依れば、「理性は自らの最高の実践的使命を、善い意志の確立のうちに認めており、理性はこの意図を達成してはじめて自らに固有な満足を味わう」のであった、それ故結局、善い意志とは定言命法のことに他ならない、更に、再び、カントに依れば、「善い意志は、幸福に値することによってすら、その不可欠な〔絶対欠かせない〕条件（*die unerläßliche Bedingung*）をなしていると思われる」ものなのであった〕をそなえることであり、定言命法に従って道徳的に善い行為をすることである。〔倫理にとっては〕幸福追

求はいわば二の次の問題「アディアフォラ」であって、この二次的な事柄を「おのれの」道徳性の確立「定言命法を我が身に着けること」という「倫理にとっての」最重要事に先立たせてはならないというのが、カントの主張なのである。

〔 定言命法の定式 〕

では、定言命法は、いったいどのようなことを命じているのであろうか。定言命法は、仮言命法「自己幸福もしくは自己愛のための行動原則の故に、その内容は個人的で主観的」とは違って、ある目的の達成を目指した行為を命じているのではないから、行為の目的（カントはこれを「実質」とよぶが）によって「内容的に」は規定されない。しかし少なくともその「命法の」形式にかんしては、さらに詳しく規定することができるであろう（『基礎づけ』に依れば、定言命法の形式は、基本形式（普遍的形式）、及び派生的三形式（④自然法則の形式、⑤目的自体の形式、c.自律の形式）の、都合四形式に「詳しく規定」される）。そこでカントがまず目をつけたのが、人間の一人一人が行為の際に自ら採用している個人的主観的な原理（行為の規則「個々人の行動ポリシー、従って人それぞれの生き方」）で、カントはこれを「格率【マクシメ】」とよぶ。たとえば、いつも自分の幸福【自己幸福】だけを求め、他人を無視してふるまう人間は、「自分の幸福を求め、その際には他人を無視せよ」という格率【Maxime】に従って行為していることになる。だが道徳法則は、先に見たように、自分【個人】だけではなく、すべての人間がそれに従うべき普遍的な法則【Gesetz = 人の世の掟】でなければならない。そこで定言命法は、その定式にかんして、次のように定式化される。すなわち、「汝の格率【マクシメ】が普遍的な法則【ゲゼッツ】となることを、その格率【マクシメ】を通じて汝が同時に意欲することができるような、そうした格率【マクシメ】に従ってのみ行為せよ【handle nur nach derjenigen Maxime, durch die du zugleich wollen kannst, daß sie ein allgemeines Gesetz werde】という定式【定言命法の基本的普遍的な形式；『基礎づけ』§ 67,『実践理性批判』§ 40】が、それである。先の例にあげた格率は、この定言命法の定式に適合しないから、道徳的に善く生きようと思えば【道徳もまた、何人にも、外部的強制は不可なのである】、それを捨てなければならない。この定式でカントが狙っているのは、道徳にかんして、ともすれば自分を例外扱いにしたい【自分全部と、あれこれの場合における自分】とする格率の排除である。「場合によっては人を欺いてもよい」という格率に従っている人は、実は人間は誰でも他人を欺くべきではないと考えているにもかかわらず、自分だけには例外を認めようとしている人である。カントの考えでは、定言命法と合致しない格率は、いずれも道徳法則との関係で自己矛盾【言行不一致】に陥るのである。

定言命法では、行為の主観的で実質的な目的は考慮の外に置かれるが、しかしカントによると、意志の規定に際し、理性によって与えられる客観的な目的【実質的な目的ではなく、形式的な目的、したがって、はっきり言えば、行為の道徳的条件としての目的、つまり行為はこの目的を実現しようとするときにのみ、道徳的である】がある。それは、理性的存在者【homo noumenon】としてのすべての人間である【すべての人間を理性的存在者として扱うことを、行為の形式的目的（形式は実質を支配する）、つまり行為の条件・前提・根拠としての目的、とする】。カントの説明では、「人間および一般にあらゆる理性的存在者は、目的それ自体として現存し、あれこれの意志によって任意に使用される手段としてのみ現存するのではなく、自分自身に向けられた行為においても、他の理性的存在者に向けられた行為においても、あらゆる行為においてつねに同時に目的として見られなければならない」のである。そこで定言命法は、さらに次のようにも定式化される【目的自体の形式】。「汝の人格やほかのあらゆる人の人格のうちにある人間性を、いつ

も同時に目的として扱い、決してたんに手段としてのみ扱わないように行為せよ。[Handle so, daß du die Menschheit sowohl in deiner Person, als in der Person eines jeden andern jederzeit zugleich als Zweck, niemals bloß als Mittel brauchst.] カントがこの定式で言いたいのは、自分と他人の別を問わず、すべての人間の人格が尊厳性をそなえていて、道徳的に善く生きるには、つねにそれ[人間の尊厳]を尊重し[尊敬し]なければならない、ということである。カントの倫理学は、そうした意味で、人格主義の倫理学である。カントは、「道徳にとって」幸福を二の次の問題[アディアフォラ]としたのにもかかわらず、他人の幸福を促進することを義務の一つに数えているが、それは実は、他人の人格を尊重した上でその幸福を配慮することなのである。

[．自律と自由]

定言命法に従って、自らの格率が普遍的法則となること[これが道徳法則の普遍性と必然性を保証し、同時に一人一人の人間を道徳的なものにする]を意欲できるのは、意欲の主体である意志[定言命法に立脚する意志]が、意欲している対象の諸性質[実質]に左右されないで、直接に[行為の目的が「実質」ではなく「形式」の故に、このことが可能となる]自分自身に対して[道徳]法則[=定言命法]となること[普遍的自己立法と自発的自己服従]による。これがカントの言う「意志の自律(Autonomie des Willens)」であって、カントはこの意志の自律こそが「道徳性の最上の原理」であるとする。定言命法が命じているのも、結局はこの意志の自律なのである[定言命法の「自律の形式」：④「[善い]意志の第三の実践的原理[善く生きるための「自律の方式」]が、つまり[善い]意志と普遍的実践理性とが合致する最上の条件としての実践的原理[自律の方式]が帰結するのであって、それがすなわち、おのおのの理性的存在者の[善い]意志が普遍的に立法する[善い]意志であるという理念なのである(hieraus folgt nun das dritte praktische Princip des Willens, als oberste Bedingung der Zusammenstimmung desselben mit der allgemeinen praktischen Vernunft, die Idee des Willens jedes vernünftigen Wesens als eines allgemein gesetzgebenden Willens), ⑤「[善い]意志が自分でする普遍的立法[定言命法=道徳法則・Gesetz]と両立することができないすべての格率は、この原理[自律の方式]によって斥けられる。[善い]意志は、それゆえ、たんに[道徳]法則に服従するのではなく、[善い]意志がまた自己立法的なものとして、そしてまさにそのゆえにはじめて[自分自身が自発的に立てた道徳法則であるがゆえにこそ][道徳]法則(この法則について、[善い]意志は自分をその創始者と見ることができる)に服従すると見られなければならない、という仕方で服従するのである(Alle Maximen werden nach diesem Princip verworfen, die mit der eigenen allgemeinen Gesetzgebung des Willens nicht zusammen bestehen können. Der Wille wird also nicht lediglich dem Gesetze unterworfen, sondern so unterworfen, daß er auch als selbstgesetzgebend und eben um deswillen allererst dem Gesetze (davon er selbst sich als Urheber betrachten kann) unterworfen angesehen werden muß.)]。これに対して、意志が自らを規定すべき法則[規則]を、[善い]意志自身[形式]のうちにではなく、意欲の対象の諸性質[自己幸福・自己愛を中心とする実質]のうちに求めるなら、そこから意志の他律が生じる。意志の他律からは、[道徳には無関与な、実用的な、道具的・手段的な]仮言命法が結果するだけであり、そこで他律[要するに、善い意志の自己立法ではないということ]は「道徳性のあらゆる不純な原理の源泉」となる。カントの考えでは、幸福を主眼とする幸福主義の原理も、他律によって採用された原理であって、これは意志の自律の原理に立脚していないから、道徳性の原理の名に値しないのである[まとめて言えば、実質に基づく行動原理(幸福になるための他律的な仮言命法)は普遍性と必然性を持ち得ないが故に、道徳法則たり得ない、そ

れに対して、形式に基づく行動原理（幸福に値するための自律的な定言命法）は普遍性と必然性を有するが故に、道徳法則たり得る、そして道徳法則の遵守のみが、人間に、かけがえのない尊厳を、賦与する]。

この意志の自律は、意志の自由と不可分の関係にある。だがこの場合の意志の自由とは、意志の原因性[意志を行動に齎すこと]が[意志の]外からの自然原因に依存しないで[自然法則から自由に]作動できるといった、消極的な意味での自由[幸福になるための意志の自由]ではなく、意志が自ら設定した普遍的道徳法則[定言命法の普遍的自己立法]に従って作動できるということで、これがカントの考える、積極的な意味での自由である[幸福に値するための意志の自由]。つまり意志の自由とは、自分自身に対して法則であるという意志の特性であって、これは実は意志の自律にほかならない。だが人間が、自然法則の支配する感性界（現象界）の一員である以上、その行為は欲求や傾向性からも生じ、その限りで自然法則に従うものと見なければならぬ[このあたりの、カント自身の論述は難解であるが、詳しくは、いずれまた、考えることとして、ひとまず、人間は、homo phaenomenonとして、自然法則の支配を受けるが、純粹の自然物とは違って、その支配下にあっても、あれこれの内容と形式を有した行動を選択し決断する自由、すなわち消極的自由（「……からの自由」）は持っている、そのように考え得るとすれば、われわれ人間がさまざまなかたちで幸福になり得るのは、この「消極的自由」のおかげである、まさにそれ故にこそ、「消極的自由」は「現象人の自由」にすぎない、とも言えようか。参考までに、宇都宮氏の『哲学の視座』「 - 1 自由の根源」を見られたい]。しかし人間はいま一方で、理性的存在者[homo noumenon]として、道徳法則が支配する英知界[自然法則が支配する現象界、との対比が不可欠]にも所属する。意志の[積極的]自由と自律[普遍的自己立法と自発的自己服従]が可能であると考えられるのは、人間が自らをこうした英知界の一員と見ることによってである[これは、きわめて重要な指摘、と思われるのであるが、英知界は自然の如き存在ではなく、人間が自ら産出する世界である。そもそも道徳（定言命法）は、人間自身が自律的に「立法」するものである。この点に、カントは、「自然必然性」とはまったく異質の「人間の積極的自由の世界」を見たのである]。もっとも、人間は自然法則が支配する感性界にも所属しているから、その意志はつねに必然的に自律に適合しているわけではない。人間において、道徳法則に従うことが強制として、義務や命法の形で示されるのは、そのためである[かくなる言が意味を持つとすれば、それは神との比較において、のことであろう。幸福に値するようになるためには、この「強制（Nöthigung）」を甘受するだけの強固な意志が必要である]。

[. 理性信仰]

カントは『道徳形而上学』（1797）のなかで、人間は自然界の一員としては、ほかの動物たちよりも別段価値の高いものではなく、人間だけが知性をもつとしても、これはただかたかた人間の有用性を示すにすぎない、と語っている。この場合の知性とは、人間の理論的な理性能力[「知る（Wissen）」能力としての理論理性]であり、そのなかには科学的技術的能力や計算能力も含まれるであろう。今日、科学技術が自然の破壊をもたらし、人間の理性能力に対する批判が高まっているが、しかしそこで批判されている理性は、こうした知力としての理性である。だがカントは、これに続けて、人間は「道徳的実践理性の主体」である「人格」としては、ほかの動物にはない「絶対的な内的価値」を、すなわち「尊厳」を、そなえている、と語る。道徳的実践理性による意志の自律こそが、そしてそれ[自律]によって道徳的に善く生きようとする努力こそが、ほかの動物にはない卓越した価値を人間に与えるのである。人間は、自らのうちに、こうした実践的な

理性能力[「信じる(Glauben)」能力としての実践理性]があることに気づかなければならない。理論的な知性能力としての理性を否定するあまり、無原則な感情や欲求に従うのがよいとする道を選んではならないのである。[宇都宮氏は、予てより、物事を対象化的・客体化的に捉える「認識の立場」と実践的・主体的に捉える「行為の立場」を峻別されてきたが、『カントと神』の創作過程において、前者を「知る立場」、後者を「信じる立場」として、把握し直されたように、推理される。]

だがそれにしても、われわれは、人間にこのような実践的理性能力[「信じる」能力]がそなわること、どうして知るのであろうか。理論理性の力では、このことを知ることはできないのである。しかしカントの考えでは、いったんわれわれが、道徳的に生きるのが人間の最善の生き方であり、人間らしい生き方であることを確信する[信じる]ならば、それに伴って、人間に実践理性[信じる能力]がそなわっていることも確信[信じる]できるようになる。カントは、理論的には証明できないが、実践的には確信[信じる]できる事柄を、「信仰[信じる]」の事柄とよぶ。実践理性[信じる能力]の存在を確信する[信じる]ことは、道徳的に生きようと決意した人間の実践的な「理性信仰(Vernunftglaube)」によるのである[『カントと神』に依れば、「理性信仰」という言葉は、④実践理性(信じる能力)の存在を信じること【理性に対する信仰】、⑤実践理性によって超感性的なもの(神や魂の不死)の存在を信じること【理性による信仰】、という二つの意味を担っている]。

こうしていったん理性信仰によって実践理性の存在が確信されると、これまで理論理性によって解明できなかった「神の存在」や「魂の不死」といった事柄も、実践理性による理性信仰によってその意味づけが与えられることになる。先に見たように、カントは、道徳的に生きる際に[定言命法]、幸福の追求[仮言命法]は二の次の問題であるとした。しかしカントはまた、人間が誰でも幸福に預かりたいと願っていることも認めている。そこでカントは、道徳的に生きる人間が、幸福に預かることもできると希望できるためには[幸福に値する]、その人間の道徳的な正しさに比例して幸福を配分する公正な神が存在しなければならず[現世における幸福と神]、また人間はこの世ではどこまでも不完全な存在で、完全な道徳性には到達できないということから、来世で完全な幸福に預かるために、魂の不死を要請せざるをえない、と考えた[来世における幸福と神]。つまり神の存在も魂の不死も、人間の道徳性との関係においてのみ意味をもつ事柄であって、カントはこのことを、実践理性による理性信仰によって確信したのである。

カントは、「宗教」を、「われわれの義務[定言命法=道徳法則]を神の命令として認めること」と規定した[「道徳は必然的に宗教に到る」とする]のが、カントの信念である(『宗教論』『人間学』『実践理性批判』『純粹理性批判』)。この規定において重要なのは、順序であって、宗教[神への愛、すなわち神の命令に喜んで従うこと]とはわれわれの義務を神の命令として認めることであり、その逆、つまりまず神の命令があって、それをわれわれの義務として認めることではない。後者のように見れば、それはカントが否定した意志の他律となろう[カントの印象深い言葉に、神の善さの善さを認めるためには、それに先立って、われわれ人間が、善さとは何かについて、知っていなければならない、というのがある(『基礎づけ』)]。カントにとって、自律的に(つまり自由に)道徳法則に従い、なおかつそれを神の命令と認めることは、決して矛盾したことでない[道徳も宗教も自律的である]。それどころか、カントによると、むしろ宗教をこのように規定することで、たとえば宗教とは神に対する特殊な義務であるといった、誤った宗教理解が防止されるのである。カントが真正な宗教と見るのは、人間の道徳性を中心に据える宗教[道徳=宗教]であり、実践的な理性信仰に基づく宗教[理性=宗教]である。道徳性を二の次として、

もっぱら自分を幸福にしてくれることを神に望む宗教は，[カントによって] 不純な宗教として斥けられるのである ．」（92～103頁）

* 『倫理学入門』「15．社会倫理と人類倫理」をも，併せて，検討されたい．

（ 続 ）

2002年8月